

制限付一般競争入札に関する入札説明書(建築設計)

I 入札に参加するものに必要な資格に関する事項

入札に参加する者に必要な資格は次の(1)～(4)に掲げるとおりとする。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しないこと。
- (2) 資格停止 本宮市の指名競争入札の参加を停止されていない者であること。
- (3) 更生手続等 会社更生法(平成14年法律第154号)又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき、更生手続又は再生手続の開始の申立てがなされていない者(更生手続又は再生手続の開始の申立てがなされた者で資格の再認定を受けた者を含む。)であること。
- (4) 所在地 対象工事の公告「Ⅱ入札に参加する者に必要な資格に関する事項3所在地」の条件を満たす者とする。また、「本店を置く者」及び「支店を置く者」とは以下の通りである。
 - ①本店を置く者とは、支店又は営業所に契約に関する権限を委任していない者であり、法人にあっては、法人登記されている本店が所在する市町村に法人設立等届出書提出後1年以上経過している者で、かつ、法人市民税を納付している者であり、個人にあっては、住所及び事業所所在が同一の市町村である者をいう。
 - ②支店を置く者とは、令和7年4月1日に令7・8年度本宮市工事等請負有資格業者名簿に登録され入札日まで引続き登録されている支店又は営業所で、かつ当該支店又は営業所が所在する市町村に法人設立届出書提出後1年以上経過しており、法人市民税を納付している者をいう。なお、所在地要件の項目で示す所在地内における委任先の異動は引続きとみなす。

Ⅱ 入札に係る手続き等

1. 設計図書等の閲覧

対象公告において登録業種があり、閲覧を希望する者は、以下のいずれかの方法で申込みをすること。閲覧をしない者は、入札に参加できない。

●ダウンロード方式 ※初回のみ登録申請が必要

(1)申込方法

- ①市ホームページより設計図書閲覧申請をする。
 - ②申請確認後、設計図書閲覧用パスワードが登録済メールアドレスに市より送信される。
 - ③パスワードを使用して市ホームページより設計図書をダウンロードする。
- ※設計図書は入札日以降、ダウンロード不可となってしまうため注意すること。

●来庁方式

(1)申込方法

- ①事前に電話で来庁日時の予約をとる。
- ②予約した日時に財政課窓口へ閲覧申請書、USBメモリを持参する。

2. 設計図書等に対する質問

(1) 質問方法 質問は電子メールによること(WORD等の編集可能データ)

なお、送信後は、確認のため必ず電話連絡すること。

(2) 質問様式 設計図書等に関する質問書(様式第2号)

(3) 送付先 本宮市役所財務部財政課契約管財係

E-mail: keiyaku@city.motomiya.lg.jp

(4) 質問回答 質問回答日に電子メールにより回答するとともに、市ホームページに掲載する。

3. 入札参加資格の確認結果の通知

入札参加資格の確認結果は、入札日の前日までに制限付一般競争入札参加資格確認通知書により通知する。

4. 入札結果の公表

落札者決定後、結果を市ホームページ上に公表する。

III 入札について

1. 入札回数

開札をした場合において、予定価格以下の金額で応札した者がいないときは、直ちに再度の入札を2回を限度に行う。ただし、最低制限価格を設定している場合において、最低制限価格未満の金額で応札した者は、再度の入札に参加できない。

2. 入札書の記載金額

落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札金額とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

3. 入札の無効

次に掲げる入札は無効とする。

(1)市の入札参加資格に必要な資格のない者のした入札

(2)地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第2項各号に該当すると認められる者のした入札

(3)その他、市において特に指定した事項に違反した入札

4. 落札者の決定

予定価格の範囲内(ただし、最低制限価格が設定されている場合にあつては、予定価格と最低制限価格の範囲内)で最も低い金額で入札した者を落札者とする。

IV 契約に係る手続き等

1. 契約の締結

契約は、契約規則及び本宮市土木設計業務等委託契約約款(令和2年告示第135号)(以下「契約約款」という。)に基づくものとする。

2. 契約保証金

契約約款第4条の規定によるものとする。

契約保証金の額 委託料の額の10分の1以上の額

ただし、委託料の額が500万円未満の場合、本宮市契約規則第34条第1項第9号の規定により、受託者が納入しなければならない契約保証金の納付を免除する。

3. その他

(1) 入札参加者が2者に満たない場合は入札(再度の入札を除く。)を中止する。

(2) 委託料の額が130万円以上の業務委託(建築設計業務委託等を除く。)については、その業務委託の内容を測量調査設計実績情報システム(TECRIS:テクリス)に登録しカルテを速やかに提出すること。

《公告内容等に関する問合せ先》

本宮市役所 財務部 財政課 契約管財係

〒969-1192 福島県本宮市本宮字万世212番地

TEL 0243-24-5306 FAX 0243-34-3138

E-mail keiyaku@city.motomiya.lg.jp

【入札時の注意事項】

本宮市競争入札心得第7条の規定により以下に該当する入札は**無効**となりますのでご注意ください。

- (1) 競争入札参加の資格のない者のした入札
- (2) 所定の入札保証金又は有価証券を納付せず、又は提供しない者のした入札
- (3) 郵送による入札
- (4) 委任状を持参しない代理人のした入札
- (5) 同一事項の入札について他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をした者の入札
- (6) 記名押印を欠く入札
- (7) 金額を訂正した入札
- (8) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札
- (9) 同一人が同一事項に対して2通以上の入札をし、その前後を判別することができない入札又は後発の入札
- (10) 明らかに連合によると認められる入札
- (11) 見積内訳書の提出が必要な入札において、見積内訳書の提出がない入札
- (12) 見積内訳書の積算価格と入札金額が一致しない入札
- (13) その他入札に関する条件又は市において特に指示した事項に違反した入札

入札書

(工事番号 都市 第010-188号)

1 件名 **児童公園遊具交換等工事**

2 議行場所 本宮市本宮字坊屋敷 地内外

3 入札金額

1位	2位	3位	4位	5位	6位	7位	8位	9位	10位

※仕様書・見積書等を熟読のうえ入札にご参加ください。
入札金額は、消費税率及び地方消費税を含む金額を記載してください。
入札金額の前には、Vマークを記す。

令和 年 月 日

住 所

氏 名

(代理人氏名)

本宮市長 西 松 義 行 様

建設工事等見積内訳書

令和 年 月 日

住 所

商号又は名称

代表者氏名

工事名称

施工場所

工 期 年 月 日 ～ 年 月 日まで

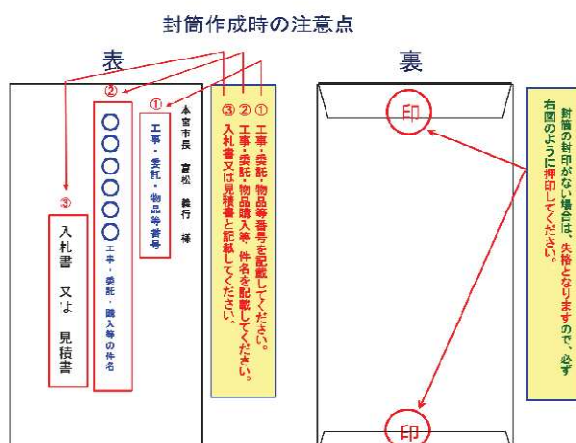
金 額 円也 (税抜)

内 訳 明 細

品 名	規 格	単 位	数 量	単 価	延 価	計 金	備 考
生活施設費(第1)							
補工事費							
町道管理費							
工事原価							
一般管理費							
工事金額の計							
当行概算当額							
合計金額							

備考 この様式により付いたものにあつては、この様式に準じて簡略することとし、用紙サイズはA4(縦・横目)とします。

入札書と見積内訳書の金額は一致する。



※入札書と見積内訳書はそれぞれ別の封筒に入れて封印すること。

※代理人が出席する場合は委任状
(任意様式)を提出すること。